



愛荘町フードドライブを実施します

愛荘町のごみ減量化に向けた取組みの一環として、「愛荘町フードドライブ」を実施して食品ロス削減に取り組みます。

皆さんの家で食べきれずに余りそうな未利用の食品をぜひ提供してください。

集まった食品は町内のこども食堂などに提供して、有効に活用されます。

フードドライブとは

家庭で余っている食品を職場などに持ち寄り、それらを地域の福祉団体や施設、フードバンクなどに寄附する活動のことです。



旧近江上布伝統産業会館

日程

日時: 令和5年12月13日(水)、14日(木)、15日(金)
8:30~15:00

場所: 旧近江上布伝統産業会館 1階
秦荘庁舎 玄関ホール

食品の条件

- 未開封品で賞味期限が提供時点で1か月以上残っているもの
- 生もの以外の食品(※野菜類は可)

- 例: ●米、もち ●菓子類 ●缶詰(瓶詰) ●乾物
●食用油 ●インスタント食品 ●レトルト食品
●調味料 ●飲料(アルコール不可)
●粉ミルク、離乳食 ●災害用備蓄食品 など

☎ 暮らし安全環境課 (愛知川庁舎)
☎ 0748-42-7699

暮らしの掲示板

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊄=電子メール ㊄=申し込み先 ㊄=問い合わせ先

湖東圏域河川整備計画に関する住民説明会のお知らせ

滋賀県では、平成25年に策定した湖東圏域河川整備計画に基づいて河川の整備を行っております。このたび、事業が進捗してきたことに伴い、一級河川芹川、矢倉川および平田川について、整備実施区間の変更・追加・延伸を行うため、下記のとおり説明会を開催します。

日時: 12月17日(日) 10:00~12:00(開場9:30)

場所: プロシードアリーナHIKONE
(彦根市小泉町640番地)

参加費・事前申し込みは不要です。

☎ 滋賀県湖東土木事務所 河川砂防課
☎ 0749-27-2248 FAX 0749-23-3531

役場庁舎等リニューアル工事のお知らせ



日頃より、町政にご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

町では、公共施設の最適配置の取組のひとつとして、庁舎機能の集約化を進めています。

集約化に伴い、下記の期間で工事を行っておりますのでお知らせします。

- 愛知川保健センター改修・新保健センター建設 令和5年10月~令和6年3月(予定)
- 愛知川庁舎改修 令和6年 1月~令和7年1月(予定)
- 秦荘庁舎改修 令和6年 8月~令和7年1月(予定)

近隣の皆様および庁舎をご利用の皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

☎ 経営戦略課 公共施設最適配置推進室(愛知川庁舎)
☎ 0749-42-7680

暮らしの掲示板

☎=電話番号 FAX=ファックス番号 ㊄=電子メール ㊄=申し込み先 ㊄=問い合わせ先

令和6年

「20歳のつどい」について

日時

令和6年1月7日(日)
受付 12:30~
式典開始 13:00~

(新型コロナウイルスの感染の状況次第では、事業を急遽中止することもあります。)

会場: ハーティーセンター秦荘 大ホール

対象者

平成15年(2003年)4月2日~
平成16年(2004年)4月1日生まれの方



申込方法

○案内状
令和5年11月1日現在で町内に住民登録をされている方は、11月中旬ごろに案内状を送付します。

参加申込書

進学や就職等で他市町(令和5年11月1日以前)に住居登録を移されている方で出席を希望される場合は、参加申込書(代理申込可能)をFAX・メールもしくは、生涯学習課窓口へ提出していただくことにより出席可能です。なお、申込用紙は生涯学習課窓口または町ホームページからダウンロードできます。

※FAXで申請される場合は、生涯学習課まで電話をお願いします。
☎ 愛荘町教育委員会事務局 生涯学習課 (秦荘庁舎)
☎ 0749-37-8055 FAX 0749-37-4192
㊄ syogaku@town.aisho.lg.jp



▲ 申請書のダウンロードはこちらから

相続登記はお早めに



固定資産の所有者(被相続人)がお亡くなりになると、通常、その固定資産は法定相続人が相続することになります。

しかし、固定資産税を納めていれば、何もしなくても相続手続き(相続登記)ができていると勘違いされておられる方や相続手続きをすっかり忘れておられる方が多いのが現実です。

令和6年4月1日から、相続により不動産を取得した相続人は、相続により所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。相続登記をせずにそのまま放っておくと、次のような様々な問題が生じえますのでご注意ください。

相続人の高齢化により、遺産分割協議を行うことが困難になります

被相続人が遺言を残さずに亡くなった場合は、残された財産を相続人の間でどのように分割するか協議(遺産分割協議)を行い、誰が不動産を相続するかを決めます。協議をすることなくそのまま放置しておくと、例えば、相続人の一人が認知症などになれば、判断能力が著しく低下してしまった場合は、遺産分割協議を行うことができません。このような場合、裁判所を通じてその相続人のために成年後見人などを選任してもらわなければなりません。選任の申立てには費用も時間もかかります。

相続人が増えていき、権利関係がどんどん複雑になっていきます

当初の相続人のうち亡くなった人がいる場合(第2相続の発生)、その人に配偶者と子どもが2人いる場合は、単純に相続人が2人増えることとなります。実際、何代も相続登記をしていない間に、相続人が何十人となり、遺産分割協議をすることが事実上不可能になるケースもあります。

不動産を売却するタイミングを逃してしまう場合があります

遺産分割協議が成立し、不動産を相続することが決まっても、原則として相続登記をして名義を変更していないと、売買契約書を結ぶことができません。売却が決まって、急いで相続登記をしようとしても必要書類を準備し登記処理が完了するには一定の時間がかかるため、タイムリーに売却するチャンスを逃す場合があります。

相続登記の申請は個人でもできますが、多くの場合は専門家へ依頼されます。また、滋賀県司法書士会では県下各地で無料相談会を開催中です。

詳しくは、大津地方法務局彦根支局(電話 0749-22-0291)または滋賀県司法書士会へご相談ください。

滋賀県司法書士会・総合相談センター 無料相談会 予約連絡先

大津会場・守山会場 ☎077-527-5545
彦根会場 ☎077-527-5576

☎ 税務課(愛知川庁舎) ☎0749-42-7690